

今月の焦点

国内経済金融

リース会計基準の改正とリース会社の対応

古江 晋也

要旨

・長年の懸案事項とされたリース会計基準の改正によって、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止された。このような会計基準の改正に対して、リース会社はオペレーティング・リース取引の強化や資金調達力の向上を目指した業界再編などで対応する方向にある。

・リース物件はすでに財務諸表に注記が行われ、取得価額相当額などが記載されている。またリース取引は事務処理軽減や設備投資時に多額の資金を必要としないといった利点もある。しかし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化は、貸借対照表に変化を及ぼすため、借手側企業の今後の動向が注目される。

はじめに

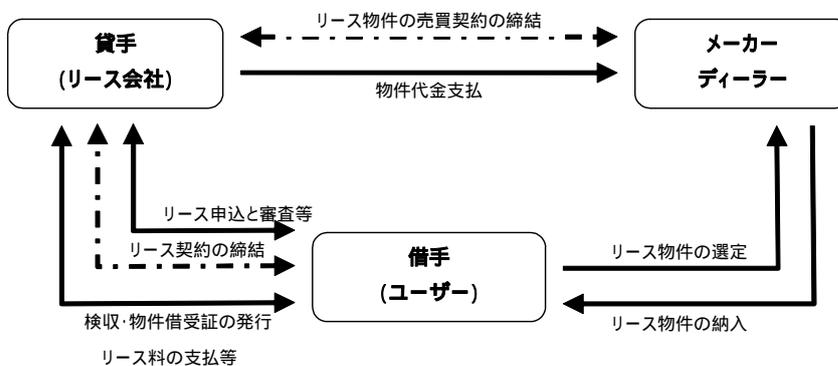
07年3月、企業会計基準委員会は「リース取引に関する会計基準」(以下、改正リース会計基準)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表した。同会計基準の注目点は「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止の検討」であり、2008年4月以降開始する事業年度から適用される(早期適用あり)。

現行のリース会計基準(以下、改正前リ

ース会計基準)では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は原則、売買取引として処理することとされているが、一定の注記を条件に賃貸借取引として処理することも認められている。しかし、今回の改正によって所有権移転外ファイナンス・リース取引は例外処理が廃止され、売買取引として処理されることになった。

本稿では、はじめにリース取引の仕組みとリース会計基準の変更を概観した後、リース会社の対応を検討する。

図表1 リース取引の概略図

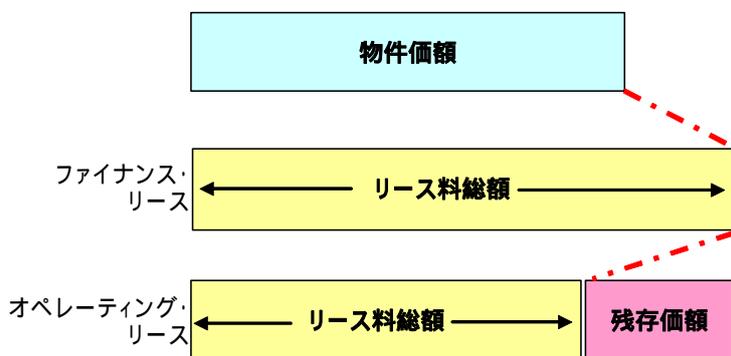


資料) 金子[2004]、社団法人リース事業協会・東京リースのホームページをもとに作成

リース取引の仕組み(注1)

リース会計基準によれば、リース取引とは、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益す

図表2 ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの概念図



資料)三菱UFJリースのホームページをもとに作成

る権利を与え、借手は合意された使用料を貸手に支払う取引」を示し、取引要件によって「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に分けられている。

(ファイナンス・リース取引)

ファイナンス・リース取引とは原則、リース期間の中途において解約不能であること(ノンキャンセラブル)と、借手がリース物件の経済的利益を実質的に享受し、かつ、借手がそのリース物件を使用することに伴って生じるコストを実質的に負担すること(フルペイアウト)となるリース取引をいう。ここでは図表1のリース取引の概念図に従ってリース取引の仕組みを簡単に示すことにする。

リース取引はまず、借手(ユーザー)がメーカーまたはディーラー(以下、メーカー等)とリース物件についての機種、納期、価格などの交渉を行うことから始まる()。物件が決定すれば、借手は貸手(リース会社)にリースの申込を行う()。申込を受けた貸手は借手の審査等を行い、借手が審査基準を満たすことができれば、借手と貸

手の間でリース契約が締結される()。

リース契約が締結されれば、貸手はメーカー等と物件の売買契約を締結し、リース物件を発注する()。メーカー等は発注されたリース物件を借手に納入()し、借手はリース物件を検収後、貸手に物件借受書の提出とリース料の支払いを行う()。貸手はその後、リース料の入金を確認し、メーカー等に物件代金の支払いを行う()。

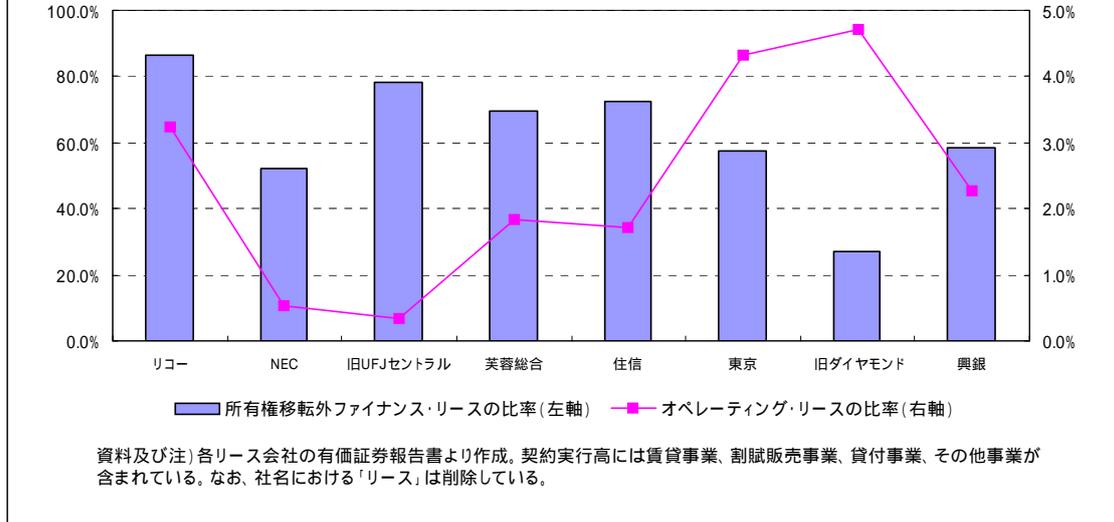
(オペレーティング・リース取引)

一方、オペレーティング・リース取引とは、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引」であり、残存価額の設定を行うことが特色である。図表2はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の概念図を示したものである。

一般的にリース料総額は、物件価額に加えて、金利、固定資産税、保険料、リース会社の利益などが含まれるため、リース料総額は物件価額より割高となる。それに対して、オペレーティング・リース取引は残存価額を差し引いた金額をベースにリース料総額を設定するため、物件価額以下となる。ただし、オペレーティング・リース取引の対象物件は、一般的には汎用性のあるものであり、ファイナンス・リース取引のようにユーザーの特別仕様にあわせた物件は対象とならない。

(注1)リース取引の仕組みについては、社団法人リース事業協会、東京リース、三菱UFJリースのホームページ

図表3 契約実行高における所有権移転外ファイナンス・リース
とオペレーティング・リースの割合(05年度)



ジを参照。

改正前リース会計基準

リース取引はその要件によってファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分けることができるが、ファイナンス・リース取引は、リース物件の所有権が借手側に移転すると認められるかどうかによってさらに「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分けることができる。

所有権移転ファイナンス・リース取引とは具体的に、所有権移転条項のある場合、借手に割安購入選択権があり、その行使が確実に予想される場合、特別仕様のリース物件の場合、のいずれかに該当する取引をいう。それに対して所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、上記の3つの取引に該当せず、「現在価値基準」または「経済的耐用年数基準」のどちらかに該当する取引をいう。

ここでいう「現在価値基準」とは、解約

不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が(見積)現金購入価額の概ね90%以上であることを意味し、「経済的耐用年数基準」とは、解約不能のリース期間が経済的耐用年数のおおむね75%以上であること(ただし、現在価値基準の判定結果が90%を大きく下回る場合を除く)を意味する。

(借手側)

所有権移転ファイナンス・リース取引は原則として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理となるため、借手側はオンバランス化を行う必要がある。

それに対して所有権移転外ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことも容認されており、借手側は支払リース料として費用化することができる。これは、オフバランス化を意味するが、リース期間が1年未満の取引などの場合を除き、物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額などの一定事項を財務諸表に注記する必要がある。

一方、オペレーティング・リース取引の場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じることとなるが、借手側はリース期間に中途解除することができるオペレーティング・リース取引を除いて一定事項を財務諸表に注記する必要がある。

(貸手側)

貸手側における所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理は原則として通常の売買取引に係る方法に準じて行われるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引は賃貸借取引に係る方法に準じて行うこともできる。

ただし、貸手側であるリース会社は、固定資産であるリース物件を貸借対照表に計上し、減価償却を行わなければならない。また、リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高、未経過リース料期末残高相当額など一定の内容を財務諸表に注記する必要がある。なお、オペレーティング・リースの場合は賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われる。

改正前リース会計基準の問題点

図表3は、05年度の有価証券報告書をもとに各リース会社（貸手側）の契約実行高に占める所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの割合を表したものである。この表によれば、一般的に契約実行高に占める所有権移転外ファイナンス・リースが大きな比率を占めていることがわかる。

そのため、改正リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は「ほぼすべてを占める現状は、会計基準の趣旨

を否定するような特異な状況であり、早急に是正させる必要がある」と指摘した。

また、リース会計基準は国際的な会計基準間のコンバージェンスへの寄与という観点からも改正が重視されている。とりわけ、企業会計基準委員会では、リース会計を国際会計基準審議会との会計基準コンバージェンスに向けた共同プロジェクトの短期的検討項目と位置付けている。ただし、05年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が公表した技術的助言では、リース会計が指摘されていないことに注目すべきである。

改正リース会計基準とリース税制

今回の改正リース会計基準では、長年の懸案事項とされてきた「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止」が盛り込まれた。そのため、借手側は、リース物件とそれに係る債務を「リース資産及びリース債務」として計上することになった。一方、貸手側は、有権移転外ファイナンス・リース取引を通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理とすることとなり、所有権移転外ファイナンス・リース取引は「リース投資資産」として計上されることとなった。

なお、ファイナンス・リース取引の開示については、借手側のリース資産は、主な資産の種類等の内容及び減価償却の方法を注記することとし、貸手側のリース投資資産については、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額、受取利息相当額を注記することとなった。オペレーティング・リース取引については、改正前リース会計基準と同様に通常の賃貸借取引に係る方法

図表4 リース会社の主な再編の動向

時期	主な再編の動向	
2000年	6月 興銀リース、セゾンオートリースシステムズ(現興銀オートリース)の株式を取得。	
	8月 ダイヤモンドリース、カシオリースの株式80%を取得。	
	3月 セントラルリース、神鋼リースの株式80%を取得。 セントラルリース、日医リースの株式を追加取得(計38.95%)。	
	10月 GEキャピタル、福銀リース(福岡銀行系)を子会社化。	
2001年	3月 セントラルリース、テクノレントの株式100%を取得(07年4月現在30%) セントラルリース、日医リースの株式を追加取得(計53.95%、07年4月現在92.95%)。	
	6月 興銀リース、ユニバーサルリースの株式を取得(現連結子会社)。	
2002年	3月 ダイヤモンドリース、ひろぎんリース(広島銀行系)の株式80%を取得。	
	9月 住商リース、福銀リースの株式を追加取得(出資比率20%)。	
	10月 三井リース事業、西日本総合リースに出資し、グループ会社化。	
	12月 ダイヤモンドリース、明治生命リースの株式100%を取得。	
2003年	ダイヤモンドリース、三菱電機クレジットの株式45%を取得。 セントラルリース、中京総合リース(中京銀行系)の株式を追加取得(計70%)。 セントラルリース、ジャストオートリースの株式20%を取得。 住商リース、NECリースの株式を追加取得(出資比率20%)。 住商リース、丸紅総合リース(現エムジーリース)の株式75%を取得。	
	6月 住商リース、浜銀ファイナンス(横浜銀行系)の株式60%を取得。	
	2004年	1月 ダイヤモンドリース、大和ファクターリース(現ディー・エフ・エルリース)の株式95%を取得。 興銀リース、東芝ファイナンスの株式を取得。
		2月 セントラルリース、あさひ銀リース(現首都圏リース)の株式75.37%を取得(07年4月現在75.63%)。 三井リース事業、近畿大阪リース(りそなグループ系、現近畿総合リース)に出資し、グループ会社化。
		4月 セントラルリース、UFJビジネスファイナンス(現三菱UFJファクター)のリース事業部門を統合し、社名を「UFJセントラルリース」に変更。
	2005年	1月 オリックス、北関東リース(足利銀行系)の全株式譲り受け。 オリックスグループ、自動車関連事業の7社を統合、オリックス自動車に。
3月 新生銀行、昭和リースを子会社化。		
10月 センチュリーオートリース(伊藤忠商事系)とNTTオートリースが合併、社名を「日本カーソリューションズ」に変更。		
2006年		1月 興銀リース、第一リースの株式を取得。
	3月 三井リース事業、みちのくリースに追加出資し、グループ会社化。	
	4月 GEキャピタルリース、グランド山形リースの株式の95%を取得。	
	8月 ダイヤモンドリース、京セラリース(現ダイヤモンドアセットファイナンス)の株式100%を取得。	
	9月 興銀リース、東日本リースの株式を取得。	
	10月 住友商事グループ、三井住友フィナンシャルグループ、傘下の三井住友リースと住商リースの合併及び住商オートと三井住友銀オートとの合併を発表。	
	12月 住友信託銀行、住信リースのTOBを実施。住信・松下フィナンシャルサービスとの合併を発表。	
2007年	3月 ダイヤモンドリース、三菱商事との合併でダイヤモンドオートリース及び三菱オートリースを傘下に置く持株会社、三菱オートリース・ホールディングを設立。 興銀リース、東邦リースの株式を取得。	
	4月 ダイヤモンドリースとUFJセントラルリースが合併、社名を「三菱UFJリース」に変更。	
	5月 協同リースと三井リース事業が共同持株会社設立に関する基本合意を締結。	

出所)三井住友銀リース、三井リース事業、三菱UFJリース、オリックス、興銀リース、協同リース、昭和リース、GEキャピタルリース、新生銀行、住商リース、住信リース、日本カーソリューションズのホームページより作成。

に準じて会計処理が行われることとなった。

このようなリース会計基準の改正を受けて、リース取引関連税制も改正された。現行のリース取引関連税制では、中途解約禁止かつ、フルペイアウトの要件を満たすファイナンス・リース取引については、借手は適正リース期間にわたってリース料全額を損金処理することができた。さらに、リース期間がリース資産の法定耐用年数よりも短い場合は、早期費用化できるというメリットを有していた。

しかし、平成19年度(2007年度)税制改正では2008年4月以降、所有権移転外

ファイナンス・リース取引を売買移転とみなす等の改正が行われ、借手側におけるリース資産の償却方法をリース期間定額法(償却期間:リース期間、残存価額:ゼロ)と規定した。ただし、改正されたリース取引関連税制の細目を定めた通達は、現時点においては公表されていない。

リース会社の対応

(オペレーティング・リース等の強化)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化は、借手側にとって資産と負債が増加するため、総資産利益率

(ROA)等の経営指標が悪化する可能性がある。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リースは、現在においても物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額などの注記が行われているため、投資家等はリース会計基準改正によって生じる借手側の経営指標の影響度合いを知ることができる。

また、リース取引を活用する利点としては、経営指標の改善や税制面でのメリットだけではなく、事務処理軽減や設備投資時に多額の資金を必要としないことなども重要な要因である。さらに今回の改正リース会計基準では、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引については、「オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理ができる」と規定され、改正リース会計基準の影響を受けないこととなった。最近では、契約期間中に解約可能期間を設け、オンバランス化の対象外としたリース商品の開発や残存価額の査定強化に注力することで、オペレーティング・リースの強化を図るリース会社もある。

このようにリース取引は経営指標や税制上のメリット以外にも利点があることや改正リース会計基準への対応策が図られているため、リース会計基準の改正によってリース取引を見直す企業は、航空会社などの特定業種であるという見方もある。

しかし、リース物件についてはすでに財務諸表で注記が記載されているものの、改正リース会計基準が適用されることで貸借対照表に大きな影響を与えることも事実である。そのため、リース会計基準の改正に

伴う企業の対応策は、依然として予断を許さない状況が続くであろう。加えてリース会計基準とリース取引関連税制が改正されることに伴うシステム変更とそのコスト負担は、リース会社にとっては今後も重要な経営課題になるといえる。

(リース業界再編)

図表4はリース業界の主な再編の動向を現したものであり、グループ企業内の再編や大手リース会社による中堅・中小リース会社の子会社化が見られる。このようなリース業界の再編は、リース会計基準改正によるリース需要減少への対応に加えて、資金調達力の向上をはじめとしたスケールメリットの確保や廃棄物処理への対応という意味合いもある。

とりわけ、所有権の移転を伴わないリース契約においては、リース会社がリース契約満了後の物件の処分を行わなければならない。環境規制が次第に強化されつつあるなか、廃棄物処理は、中小リース会社のみノウハウでは対応できなくなりつつある。そのため、中小リース会社は大手リース会社のグループ会社となることでその経営ノウハウを活用でき、業務を継続することが可能となるという見方もある。

リース会計の今後

リース会計を巡る今後の動向としては、国際会計基準審議会は06年7月に現状のリース会計に係る国際会計基準の改正を議題に加えており、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引を区別することなく、リース契約に係る使用权を資産計上していくことを検討していく予定で

あるという^(注2)。そのため、将来的にはオペレーティング・リース取引もオンバランス化される可能性もあり、リース会社は更なる戦略的対応が求められることになるかもしれない。

^(注2)企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(改正リース会計基準)より。

参考資料

- ・北村信彦[2004]『法人税実務問題シリーズ リース取引(第5版)』中央経済社。
- ・金子智朗[2004]「第7回リース会計の処理」『Nikkei IT Professionals』9月号。
- ・企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
- ・企業会計基準委員会、財務省、社団法人リース事業協会、オリックス、興銀リース、協同リース、昭和リース、GE キャピタルリーシング、新生銀行、住商リース、住信リース、東京リース、日本カーソリューションズ、三井住友銀リース、三井リース事業、三菱 UFJ リースの各ホームページ。